

## 「にいがた市民大学」実施要綱

## (趣旨)

第1条 市民の高度で専門的な学習要求に応え、学習機会を提供することにより豊かな市民生活に資するとともに、学習の成果を地域に還元し、新潟市民としての誇りを持って自立する市民を育てていくため、にいがた市民大学（以下、「市民大学」という。）を開設する。

## (目標)

第2条 市民大学の目標は次のとおりとする。

- (1) 学習意欲のある全ての新潟市民に開かれ、市民の自己教育力を高める場とする。
- (2) 多様な分野の精選された専門的な内容を系統的・継続的・実践的に学習し、その成果が市民の自主的活動につながる場とする。
- (3) 時代と社会の要請に即するとともに、新潟の地域性や方向性を考慮したテーマや課題を掘り起こし、多様な学習機会を提供する場とする。

## (組織及び運営)

第3条 市民大学を運営するために、学長、運営委員会及び講座コーディネーター並びに事務局を置く。

- 2 学長は、運営委員会の推薦に基づき、教育委員会が依頼するものとし、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 学長は、市民大学を代表する。
- 4 学長に事故あるときは、運営委員会の委員の中から学長が予め指名する者が、学長の職務を代行する。
- 5 運営委員会は、市民大学の運営に関する事項全般について、教育委員会の依頼に基づいて意見を述べるものとし、その運営については別に定める。
- 6 講座コーディネーターは、運営委員会の推薦に基づき、教育委員会が依頼するものとし、その任期は担当講座が終了するまでの期間とする。
- 7 講座コーディネーターは、講座プログラムを作成し、運営委員会に報告するものとする。
- 8 事務局は、教育委員会生涯学習センターに置き、市民大学の事務を処理する。

## (対象者)

第4条 市民大学の講座の受講対象者は、以下の者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤する者又は市内の学校に通学する者
- (3) その他、運営委員会が適当と認める者

## (学習形態)

第5条 市民大学に複数の講座を置く。講座内容については、市民の要求と社会的要請を考慮し、運営委員会の検討を経て教育委員会において決定するものとする。

- 2 1年を前期及び後期の2期に分ける。

3 原則として、前期は講義中心の学習とし、後期はゼミナール中心の学習とする。

(会場)

第6条 市民大学は、原則として新潟市生涯学習センターを会場として実施する。  
2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、会場を変更することができる。

(定員)

第7条 1 講座につき、原則として前期の定員は各85名とし、後期の定員は各ゼミナールにつき20名とする。ただし、後期の各ゼミナールにおいて、応募が10名に満たない場合は実施しない。

(募集方法)

第8条 受講者の募集方法は一般公募とする。  
2 定員を超える応募があった場合の選考方法については、運営委員会の検討を経て教育委員会において決定するものとする。  
3 後期の受講者は、前期の同一講座の受講者の中から運営委員会が選考し、教育委員会が決定する。

(受講料)

第9条 受講者は、別に定める受講料を納付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。